

I C T 施工実施要領（河川浚渫）

1. 主旨

この要領は、I C T 施工の推進を図るため、I C T 技術を活用した施工を実施するにあたり必要な事項を定める。

2. I C T 施工の概要

I C T 施工とは、以下に示す施工プロセスの各段階において、I C T 技術を活用する工事である。

- ① 3 次元起工測量
- ② 3 次元設計データ作成
- ③ I C T 建設機械による施工
- ④ 3 次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3 次元データの納品

なお、I C T 施工は、I C T 技術の活用内容により下記のとおり分類する。

名 称	I C T 技術を活用する段階
I C T 活用工事	①～⑤全てで I C T 技術を活用
I C T 建設機械による施工	②・③のみで I C T 技術を活用
I C T 建設機械による施工・3 次元施工管理 ※施工履歴データによる出来形管理の場合のみ	②～⑤において I C T 技術を活用
簡易型 I C T 活用工事	②・④及び⑤で I C T 技術を活用

3. 対象工事（※災害復旧工事は施工者希望型のみとする）

I C T 施工の対象工事は、発注者指定Ⅰ型、発注者指定Ⅱ型、施工者希望型に分けて発注するものとし、それぞれ以下の条件を満たし、かつ特記仕様書において発注者が指定する工事とする。

なお、いずれの発注方式においても、契約後、受注者からの提案・協議を経て「I C T 活用工事」、「I C T 建設機械による施工」、「I C T 建設機械による施工・3 次元施工管理」または「簡易型 I C T 活用工事」に変更できるものとする。

（１）発注者指定Ⅰ型

浚渫量が 3, 0 0 0 m³ 以上を目安として発注者が指定する工事で、「I C T 活用工事」を前提として発注する工事。

（２）発注者指定Ⅱ型

浚渫量が 3, 0 0 0 m³ 以上を目安として発注者が指定する工事で、「I C T 建設機械による施工」を前提として発注する工事。なお、契約後、受注者からの提案・協議を経て、「I C T 活用工事」または「I C T 建設機械による施工・3 次元施工管理」への変更を可とする。

（３）施工者希望型

浚渫量が 1, 0 0 0m³ 以上を目安として発注者が指定する工事で、契約後、受注者からの提案・協議を経て、「ICT 活用工事」、「ICT 建設機械による施工」、「ICT 建設機械による施工・3 次元施工管理」または「簡易型 ICT 活用工事」に変更する工事。

なお、協議の結果、「ICT 活用工事」、「ICT 建設機械による施工」、「ICT 建設機械による施工・3 次元施工管理」または「簡易型 ICT 活用工事」を行わない場合は、本要領によらず施工できるものとする。

（４）その他

（１）～（３）として発注していない工事において、受注者から希望があり、施工内容等を鑑み、ICT の活用が有効であり、かつ監督員との協議が整った場合、施工者希望型と同様の取り扱いができるものとする。但し、総合評価で技術提案した場合は、設計変更は行わないものとする。

4. 対象工種

ICT 施工の対象工種は、工事積算体系ツリーにおける次の工種とする

（１）浚渫工（バックホウ浚渫船）：浚渫船運転工

ただし、従来施工において、土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。

5. 取組内容

① 3 次元起工測量

起工測量において、下記 1) ～ 2) の方法により 3 次元測量データを取得するために測量を行うものとする。

1) 音響測深機器を用いた起工測量

2) レッド測深等従来手法による起工測量（※）

（※）上記 2) による起工測量を実施した場合は、計測点同士を結合し、T I N データの作成ができるように測量データを取得するものとする。

② 3 次元設計データ作成

発注図書や 5. ①で得られたデータを用いて、3 次元出来形管理を行うための 3 次元設計データを作成する。ICT 建設機械による施工のみを実施する場合には、施工に必要な 3 次元データを作成する。

③ ICT 建設機械による施工

5. ②で得られた 3 次元設計データを用いて、表－ 1 に示す技術（ICT 建設機械）により施工を実施する。なお、活用技術・適用工種などについては表－ 1 を参照。

④ 3 次元出来形管理等の施工管理

5. ③により施工された工事完成物について、ICT を活用して施工管理を実施する。

＜出来形管理＞

下記 1) ～ 2) のいずれかの技術を用いた出来形管理を行うものとする。

1) 音響測深機器を用いた出来形管理

2) 施工履歴データを用いた出来形管理

⑤ 3 次元データの納品

5. ④により確認された 3 次元施工管理データを、工事完成図書として納品する。

表— 1 適用工種

段階	活用技術名	対象作業	建設機械	適用工種			監督・検査 施工管理
				浚渫船運転工			
				ポンプ 浚渫船	グラブ 浚渫船	バック ホウ 浚渫船	
3 次元起工測量 / 3 次元出来形等の施工管理	音響測深機器を用いた起工測量／出来形管理技術	測量 出来形計測 出来形管理	—	—	—	○	①②
	施工履歴データを用いた出来形管理技術	出来形計測 出来形管理	ICT 建設機械	—	—	○	①②
ICT 建設機械 による施工	・ 3 次元マシンコントロール技術 ・ 3 次元マシンガイダンス技術	浚渫	ICT 建設機械	—	—	○	—

【関連要領等一覧】

- ① 3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）
 ② 3 次元計測技術を用いた出来形管理の監督・検査要領（河川浚渫工編）（案）

【凡例】○：適用可能 —：適用外

6. 特記仕様書への記載事項

発注者は、別途定める特記仕様書を添付し、ICT 施工の対象工事であることを明示すること。

7. ICT 施工の実施に関する協議

受注者は、契約後から施工計画書の提出までの間に、ICT 活用計画書（様式－１）により監督員と協議すること。

8. 工事成績評価における加点

ICT 活用工事を実施した場合、創意工夫における【施工】「起工測量から電子納品までの全ての段階で ICT を活用した工事」において、4 点の加点とすること。

ICT 建設機械による施工、ICT 建設機械による施工・3 次元施工管理、または簡易型 ICT 活用工事を実施した場合、創意工夫における【施工】「起工測量から電子納品までの何れかの段階で ICT を活用した工事（電子納品のみは除く）」において、2 点の加点とすること。

9. ICT 施工の導入における留意点

受注者が円滑に ICT 施工を導入し、活用できる環境整備として、以下を実施するものとする。

9－１ 施工管理、監督・検査の対応

ICT 施工を実施するにあたって、国土交通省から発出されている施工管理要領、監督検査要領（表－１【関連要領等一覧】）に則り、監督・検査を実施するものとする。

監督員及び検査員は、活用効果に関する調査等のために別途費用を計上して二重管理を実施する場合を除いて、受注者に従来手法との二重管理を求めない。

9－２ 3 次元設計データ等の貸与

発注者は、ICT 施工に必要となる詳細設計において作成した CAD データ、および ICT 施工を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、積極的に受注者に貸与するものとする。

9－３ 工事費の積算

発注者は、発注に際して石川県又は国が定める積算基準（ICT）等に基づき積算を実施すること。また、以下（１）～（３）の積算方法について、契約後、受注者からの提案・協議を経て、「ICT 活用工事」、「ICT 建設機械による施工」、「ICT 建設機械による施工・3 次元施工管理」または「簡易型 ICT 活用工事」に変更する場合は、適切に経費を計上し、設計変更すること。

ただし、施工履歴データを用いた出来形管理を用いた出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、計上は行わない。

（１）発注者指定Ⅰ型における積算方法

発注者は、発注に際して国が定める積算の基準（ＩＣＴ）等に基づき積算を実施するものとする。

現行基準による２次元の設計ストック等によりＩＣＴ施工を発注する場合、受注者に３次元起工測量及び３次元設計データ作成を指示するとともに、３次元起工測量経費及び３次元設計データ作成経費についての見積りの提出があった場合、設計変更するものとする。

（２）発注者指定Ⅱ型における積算方法

発注者は、発注に際して国が定める積算基準（ＩＣＴ）等に基づき積算を実施するものとする。（３次元出来形管理資料作成費用は除く）

現行基準による２次元の設計ストック等によりＩＣＴ施工を発注する場合、受注者に３次元設計データ作成を指示するとともに、３次元設計データ作成経費についての見積りの提出があった場合、設計変更するものとする。

（３）施工者希望型における積算方法

発注者は、発注に際して石川県が定める積算基準（従来施工）に基づく積算を行い、発注するものとする。

契約後の協議において受注者からの提案により「ＩＣＴ活用工事」、「ＩＣＴ建設機械による施工」、「ＩＣＴ建設機械による施工・３次元施工管理」または「簡易型ＩＣＴ活用工事」を実施する場合、国が定める積算の基準（ＩＣＴ）等に基づく積算に落札率を乗じた価格により設計変更を行うものとする。

現行基準による２次元の設計ストック等によりＩＣＴ施工を発注する場合、３次元設計データ作成を指示するとともに、３次元設計データ作成経費についての見積りの提出があった場合、設計変更するものとする。

「ＩＣＴ活用工事」の場合は、受注者に３次元起工測量を指示するとともに、３次元起工測量経費について見積りの提出があった場合、国が定める積算基準（ＩＣＴ）等に基づき設計変更するものとする。

また、「ＩＣＴ活用工事」または「簡易型ＩＣＴ活用工事」の場合、３次元出来形管理等の施工管理及び３次元データの納品を指示するとともに、経費については変更対象とし、石川県又は国が定める積算基準（ＩＣＴ）等に基づき設計変更を行うものとする。

（２）３次元出来形管理等の施工管理及び３次元データの納品に係る費用

３次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び３次元データ納品を行う場合における経費の計上方法については、共通仮設費率、現場管理費率に石川県又は国が定める積算基準（ＩＣＴ）等に基づき補正係数を乗じるものとする。

なお、経費の計上が適用となる出来形管理は、以下の１）及び２）とし、それ以外の出来形管理の経費は、補正係数を乗じない共通仮設費率及び現場管理費率に含まれる。

１）音響測深機器を用いた出来形管理

9-4 総合評価

総合評価の対象工事となる場合は、「〇〇工事の総合評価方式に係る技術資料作成要領」の 4. 総合評価に関する事項（2）入札の評価に関する基準の表にある、技術提案の評価基準内に、下記を記載すること。但し、ICT 施工に係る技術について技術提案を求める場合は、下記を記載しない。

「本工事では、特記仕様書に記載される ICT 施工にかかる技術の活用については、評価対象外とするため記載しないこと。」

9-5 現場研修会等の実施

受注者は、発注者からの求めに応じて、ICT 施工の推進を目的として、技術研修会を実施するものとする。

10. 活用効果の検証

受注者は、発注者からの求めに応じて、県の発注工事として新たな取り組みを行う場合には、当該技術の活用効果の検証に協力するものとし、発注者が必要と認める資料を提出すること。

11. 技術の改善

受注者は、発注者の求めに応じて、当該技術の新たな開発・改善に向け建設機械メーカーとの意見交換会や必要と認められる試験施工等を行うこととする。

12. 普及・促進への取組

「i-Construction」の推進に向けた普及・促進を目的とし、i-Construction 推進コンソーシアムが公表する i-Construction ロゴマークを使用マニュアルに沿って、ICT 建設機械、工事看板（別図 1）及びその他有効と認められる箇所に使用すること。

なお、上記に掛かる費用は、現場環境改善費（率分）の対象としてもよい。

13. その他

本要領に定めのない事項又は本要領に関して疑義が生じたときは、発注者と受注者で協議の上、これを定めるものとする。

附則

この要領は、平成 31 年 2 月 1 日から適用する。

附則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要領は、令和 6 年 2 月 1 日から適用する。

附則

この要領は、令和 7 年 2 月 1 日から適用する。

附則

この要領は、令和 8 年 1 0 月 1 日から適用する。

■工事看板参考図（別図 1）



工事看板

- ・工事看板に i-Construction のロゴマーク及び「この工事は、3次元データ等を活用して 施工・管理する ICT 工事です」と記載する。